香川働き方改革共同宣言

―全員参加による働き過ぎのない社会の実現を目指して―

　労働力人口が減少する中で、香川県内においても働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働による働き過ぎのない社会づくりなどの「働き方改革」を推進することが求められています。

　例えば2024年４月からは、長時間労働の多いと言われる自動車運転者、建設業、医師についても、改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用されます。これらの業種では、働く人の長時間労働の背景として、短い工期での建設工事の実施要求、荷の配達において長時間の荷待ちや繰り返しの再配達が生じている取引慣行、医療提供における応召義務がある中での患者の受診ニーズが存在し、これらは、事業主の努力だけでは解決することが困難であり、その是正には他の事業者や県民などの理解等が欠かせません。

これら業種に限らず、こうした働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの努力で解決できるものではありません。県民一人ひとりにおいても、消費者などの立場から、商品やサービスの迅速な提供が働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。

こうしたことから「香川働き方改革推進会議」は、次のとおり、産業界における商慣行の見直しや県民の協力などを促すことにより、働き過ぎのない香川県を目指すことを宣言します。

一、産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。

一、広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかける。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらうよう、呼びかける。

令和５年１０月１９日

香川働き方改革推進会議　構成員

*＜構成員　所属機関・役職等＞*

［　　御　　署　　名　　］